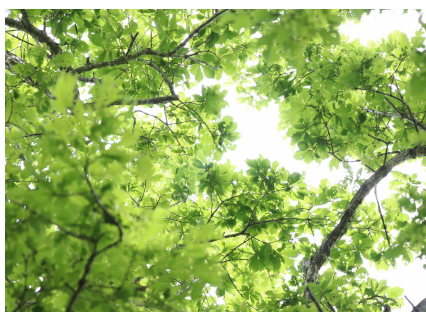
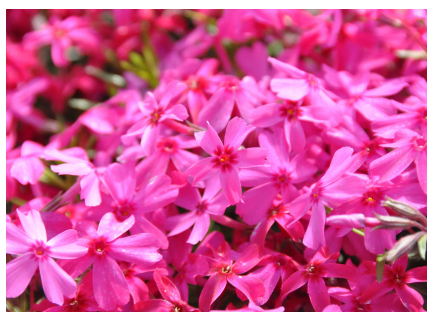


令和3年度（2021）▶▶▶ 令和12年度（2030）

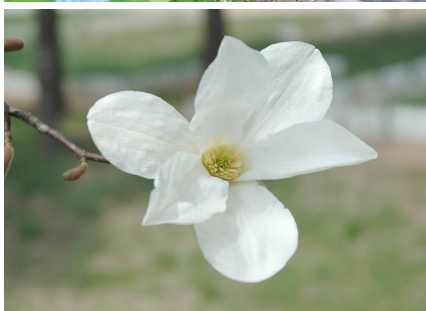
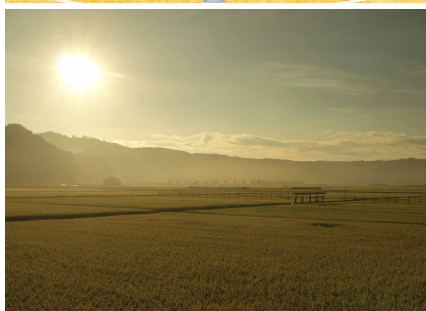
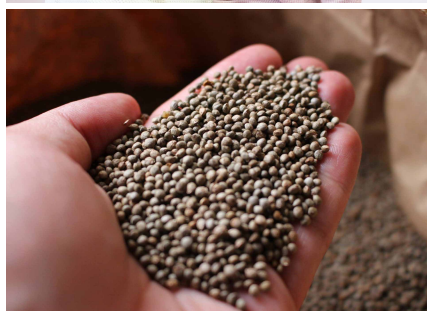
軽米町総合発展計画

COMPREHENSIVE PLAN OF KARUMAI TOWN

概要版



一人一人の
活力と思いやりが
循環するまち



総合発展計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

軽米町総合発展計画は、刻々と変化する社会経済の動向や、町を取り巻く状況、多様化する町民ニーズを踏まえながら、将来に向けた目標、方針を定め、時代の変化に対応した新たな視点に立ったまちづくりの方向性を示します。また、住民とともに地域の将来を創造し、それを実現するための住民共通の目標と具体的な手立てを掲げます。

2. 計画の性格と役割

軽米町総合発展計画は、町の最上位計画として、全ての計画や事業の根幹となるべきものです。したがって、全ての事務事業はこの総合発展計画に基づいて行います。これにより、福祉や教育、産業振興や基盤整備など、さまざまな分野を一つの方向性のもと計画的に推進していくことが可能になります。

3. 計画の構成と期間

軽米町総合発展計画は、「基本構想」「基本計画」から構成され、期間は令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間とします。

基本構想

基本構想は、町の10年後の目指すべき姿を定め、その実現に向けたまちづくりの基本方向を示します。総合発展計画の核として、町が目指す将来像を示し、その実現に向けた基本理念を明らかにし、まちづくりに向けた施策の大綱を示したものです。

基本計画

基本計画は、基本構想のまちづくりの基本方向を受けて、その実現に必要な分野ごとの施策の基本方針と主な取り組みを示します。この基本計画は、前期と後期で構成し、前期の基本計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間、後期の基本計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間です。

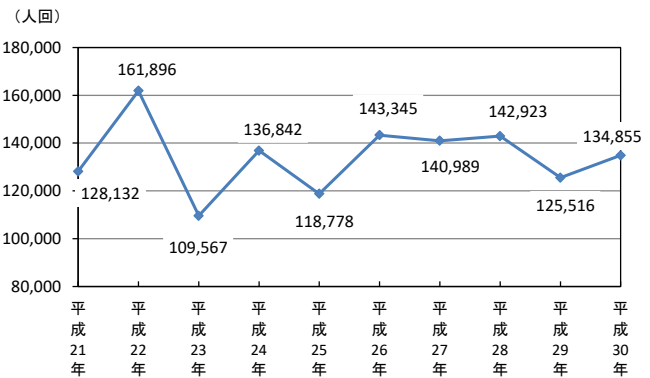
区分	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				

軽米町の概要

観光客入込数の推移

観光客入込数は、町の交流人口創出につながる重要な指標となります。

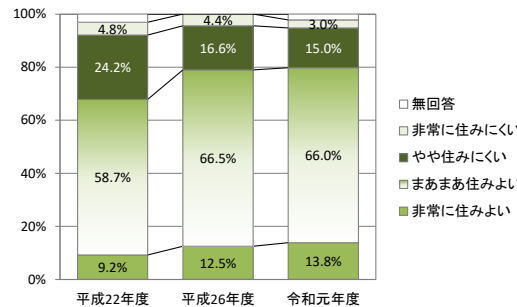
東日本大震災前の平成22年の161,896人から減少してはいますが、近年は横ばい傾向にあり、平成30年は134,855人となっています。



町民意識調査「まちの住みよさ」

「まちの住みよさ」は、毎年町で実施している町民意識調査の設問項目の一つです。

「非常に住みよい」「まあまあ住みよい」を合わせると令和元年度にはおよそ8割を占め、10年間で11.9ポイント上昇しています。



軽米町、町民をとりまく社会潮流

急激に変化する社会情勢のなか、活力ある軽米町を維持発展させていくためには、町や町民を取り巻く社会潮流を踏まえた上でまちづくりを進める必要があります。計画策定にあたり、町や町民を取り巻く社会の潮流について次の5項目を挙げます。

1. 人口減少・少子高齢化

町の人口は、平成27年国勢調査では9,333人と減少傾向にあり、高齢化率は36.4%と高齢化が進んでいる状況です。

2. 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

平成28年に国のSDGsの実施指針が決定されており、その達成に向けて全国で取り組みが進められています。

3. スマート社会（Society5.0）の到来

I o Tと呼ばれるインターネットと「モノ」がつながる技術を中心に、幅広い分野で産業構造の変革が起き、少子高齢化や地方の過疎化、貧富の格差などの社会課題の解決に資するモノやサービスが生まれるとされています。

4. 激甚化・頻発化する自然災害や感染症のリスク

近年は毎年のように全国各地で自然災害が頻発しています。事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施していくために、国では平成26年に「国土強靱化基本計画」を策定しています。

5. 多様化する町民ニーズと新たな行政の役割

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、町民のライフスタイルや価値観の変化が進むとともに、一人一人の権利や個性を尊重する傾向が強まっています。

まちの将来像

今後10年間、変化の激しい社会情勢や少子高齢化を始めとした山積する課題に対応していくためには、住民・地域・行政等のそれぞれの立場の一人一人が、町全体の発展に臨む「活力」と、安全・安心で充実した暮らしをつくり出す「思いやり」を発揮していく必要があります。この一人一人の行動がまた次の誰かの行動を生み出し、「活力」と「思いやり」が循環するまちを目指します。

一人一人の活力と思いやりが
循環するまち

まちの将来像を達成するための政策

まちの将来像を達成するために、以下の体系図の通り7つの政策を推進していきます。



基本目標及び基本指標

「まちの将来像」を実現するために、今後10年間で町が目指すべき「基本目標」を設定します。2つの基本目標を設定し、実施結果を定量的に測るためそれぞれに対応する「基本指標」を定めます。

基本目標① まちの資源を活かした持続可能な発展の実現

(1) 趣旨

「まちの将来像」で示している『活力の循環』のためには、持続可能な発展の実現が必要となります。持続可能な発展とは、経済的な発展だけを求めるのではなく、環境や社会にも配慮した発展のことを言います。当町においては、外部環境の影響を受けやすい外部資本や資源に頼らず、あらゆる分野で町の人材・資本・資源を活用することが重要となります。また、人口減少や財政緊縮が今後より進む中で、経済的な右肩上がりの発展を求めるのではなく、軽米町だからこそその価値に応じた「発展」を認識する必要があります。

この基本目標の達成度合いを定量的に測る基本指標として、「交流人口」を設定します。持続可能な発展が出来ている魅力ある町であれば絶えず訪れる人があり、またその交流によってさらに町の発展が見込まれるためです。

(2) 基本指標：交流人口（観光・来訪者人口）

「観光入込客数」＋「施設利用者数」の合計を交流人口とし、令和12年の交流人口30万人/年を目標とします。

目標（令和12年）：交流人口30万人／年

基本目標② 協働による課題解決を通じたまちの「住みよさ」の向上

(1) 趣旨

「まちの将来像」で示している『思いやりの循環』のためには、町の「住みよさ」を高める必要があります。今後高齢化や財政緊縮の進行に伴い公助機能の低下は避けられず、個人の責務が増加していきます。そのような社会情勢の中、軽米町では住民、地域、民間、行政等の協働の体制を強化することによってあらゆる分野の課題解決を図っていきます。協働の体制によってそれぞれの「思いやり」を循環させ、住みやすい町を実現します。

この基本目標の達成度合いを定量的に測る基本指標として、町民意識調査「軽米の住みよさ」の回答結果を設定します。

(2) 基本指標：町民意識調査「軽米の住みよさ」

町民意識調査の「軽米町はあなたにとって住みよいところですか？」の回答「非常に住みよい」「まあまあ住みよい」を合算した回答率80.0%以上を目標とします。

目標（令和12年）：町民意識調査「軽米の住みよさ」80.0%以上

政策・基本施策・主要施策一覧

(凡例)

1. ○○○・・・基本施策

(1) ○○○・・・主要施策

政策1 豊かな自然と美しい景観のまちづくり

1. 豊かな自然環境の保全

- (1) 美しい環境の保全と地域環境美化の推進
- (2) 花にあふれるまちづくりの推進

2. 地球温暖化対策の推進

- (1) 再生可能エネルギーの利用促進
- (2) 脱炭素社会の推進
- (3) 省エネルギー対策の推進

3. バイオマス産業都市構想の推進

- (1) バイオマス資源の活用

4. ごみ減量化の推進

- (1) リサイクルの推進
- (2) 家庭ごみ排出量の抑制

政策2 一人一人がいきいき暮らすまちづくり

1. 生涯学習の推進

- (1) 学習情報の提供
- (2) 多様な学習機会の創出
- (3) 社会参加活動の促進
- (4) 学習環境の整備充実
- (5) 自治公民館活動の支援
- (6) 読書活動の推進

2. スポーツ活動の活性化

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) スポーツ推進体制の整備・充実
- (3) スポーツ施設の整備充実・活用促進

3. 保健対策の充実と医療体制の維持

- (1) 健康づくりに取り組む環境整備
- (2) 生活習慣病対策の充実
- (3) 感染症への対策
- (4) 心の健康の推進
- (5) 地域医療体制の維持

4. 高齢者の生きがいづくりの推進

- (1) 高齢者の人材活用
- (2) 高齢者の社会参加の促進

5. 福祉の充実

- (1) 共に支え合うまちづくり
- (2) 総合相談窓口の充実
- (3) 自立への支援と社会参加の促進

政策3 子育て環境日本一を目指すまちづくり

1. 子育て支援環境の充実

- (1) 妊娠前から子育て世代までの包括的支援体制の充実
- (2) 乳幼児の健康対策
- (3) 療育支援の充実
- (4) 安心・安全な公園の整備
- (5) 幼児教育・保育サービスの充実
- (6) 児童福祉施設の充実
- (7) ひとり親家庭支援体制の充実
- (8) 医療費支援の充実
- (9) 児童虐待防止対策の推進

2. 教育の充実

- (1) 幼児教育から義務教育への円滑な接続
- (2) 家庭・地域教育力の向上
- (3) 体験的な活動機会の充実と促進
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 健やかな体を育む教育の推進
- (6) 確かな学力の向上を目指す教育の推進
- (7) 特色ある学校づくりの推進
- (8) 情報教育の推進
- (9) 国際理解教育の充実
- (10) ボランティア教育の充実

政策4 資源を活かした地域産業のまちづくり

1. かるまいブランドの推進
 - (1) 特産品開発と販路拡大の推進
 - (2) ブランド化の確立
 - (3) 地場産業の育成強化

2. 農林畜産業の振興
 - (1) 資源循環型農林畜産業の推進
 - (2) 環境に配慮した農業の推進
 - (3) 森林資源の持つ多面的機能の維持増進
 - (4) 担い手の育成・確保
 - (5) 近隣市町村、関係団体との連携の推進

3. 商工業の振興
 - (1) 中心商店街の活性化
 - (2) 地域に根ざした商業活動の推進
 - (3) 中小企業の経営安定に向けた支援
 - (4) 企業誘致と雇用の創出

政策5 多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり

1. 観光産業の推進
 - (1) 広域連携による集客促進
 - (2) 観光資源の充実
 - (3) 受入れ体制の整備
 - (4) 情報発信の充実

2. 移住・定住・交流事業の推進
 - (1) 交流人口・関係人口の拡大
 - (2) 移住・定住促進策の推進
 - (3) 交流施設の整備と活用
 - (4) 多文化共生社会の推進

3. 伝統文化の継承
 - (1) 創造的な文化活動の推進
 - (2) 芸術・文化活動の充実
 - (3) 文化遺産の保存・伝承と活用

政策6 共に支え合う安心・安全なまちづくり

1. 安全な暮らしのための環境づくり
 - (1) 交通環境の整備
 - (2) 町道の整備
 - (3) 公共交通機関の利便性の向上
 - (4) 消防・防災体制の充実
 - (5) 防犯体制の充実
 - (6) 交通安全の推進
 - (7) 消費者保護の推進

2. 快適な生活環境の整備
 - (1) 住環境整備の推進
 - (2) 住宅・建築物耐震化の推進
 - (3) 公営住宅の改良・整備
 - (4) 生活排水処理事業の推進
 - (5) 安心・安定・持続する水道事業の推進
 - (6) 未給水区域の自家水道整備への支援

3. 協働によるまちづくりの推進
 - (1) 支え合うコミュニティ活動の促進
 - (2) 町民と行政が一体となったまちづくり
 - (3) 男女共同参画社会の実現

政策7 社会変化に対応した行財政運営

1. ニーズに対応した行政サービスの提供
 - (1) 業務の効率化と行政サービスの向上
 - (2) 健全な財政基盤の維持
 - (3) 情報発信の強化

政策1 豊かな自然と美しい景観のまちづくり

1 豊かな自然環境の保全

快適で潤いのある生活環境を創造するため、町民一体となって豊かな自然環境の適正な保全と活用を図り、人と自然との共生に努めます。

また、町民にとって大切な財産である緑豊かな自然環境と美しい景観づくりを推進します。

2 地球温暖化対策の推進

人と豊かな自然環境が共生する地域社会を目指すとともに、環境に対する意識を高めた施策を展開します。また、地球温暖化対策を推進するため、軽米町地球温暖化対策推進実行計画の取り組みを具体化するとともに、岩手県北9市町村による「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、情報を共有しながら広域的な取り組みを推進します。

3 バイオマス産業都市構想の推進

畜産業から排出される畜糞尿を利用した良質な堆肥づくりを推進し、環境に優しい資源循環型農業の振興を図ります。また、鶏糞等のバイオマス燃料を積極的に活用し、大規模園芸施設への活用を推進します。さらに再エネ農山村活性化計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に努めるとともに、横浜市と再エネ連携協定締結による地域創生モデルの形成を目指すなど、「バイオマス産業都市構想」の具現化を推進していきます。

4 ごみ減量化の推進

二戸地区広域行政事務組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、地域全体でごみの減量化と資源化（リサイクル）を推進し、循環型社会の構築に努めます。

政策2 一人一人がいきいき暮らすまちづくり

1 生涯学習の推進

町民一人一人が生涯にわたって学び、心豊かで生きがいのある生活を送れるよう、自発的な学習活動を支援するため、かるまい交流駅（仮称）を有効に活用し、多様な学習機会の充実を図ります。また、学ぶことで得られた知識や技術などの成果を地域活動に生かせる環境を整備し、地域リーダーや指導者の養成に努めながら、地域活動の活性化を図ります。

2 スポーツ活動の活性化

町民一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を営むため、町民ニーズに応じたスポーツプログラムの充実や指導者の育成・確保、スポーツ施設の整備・有効活用を図り、町民のスポーツ実施率向上を目指します。

3 保健対策の充実と医療体制の維持

町民一人一人が心身ともに健康でいきいきと暮らしていくために、健診結果やKDBを活用して健康状態の把握を行い脳卒中等の生活習慣病予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。また、ゲートキーパーの養成などにより自殺防止に努めます。

4 高齢者の生きがいの推進

全ての高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らせるよう、知識・技術を持った能力のある元気な高齢者の把握に努め、高齢者の経験を活かした役割と生きがいのある生涯現役社会の構築へ向けた高齢者の就労や地域などの社会参加への柔軟な環境整備を推進します。

5 福祉の充実

子供から高齢者、障がいを持った人など、全ての人がふれあいと支え合いの共生社会の実現にむけ、支え合いの意識の醸成と地域の活動に誰もが参加しやすい環境づくりを推進し、地域におけるつながりの再構築に努めます。

町民が住み慣れた地域で安心して暮らし、その人らしい生活の継続の為、心身、生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け適切な保健、医療、福祉サービスへつなげる総合相談体制の充実を図ります。

政策3 子育て環境日本一を目指すまちづくり

1 子育て支援環境の充実

子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、妊娠前から妊娠、出産、子育て期までの各時期に応じた子育て支援を、地域・社会全体で推進していきます。また、一時預かり事業や病児・病後児保育事業の創設、相談体制の強化、子供や保護者などが安心して利用できる公園の整備に向けた取り組みを進めるなど、子育て環境日本一のまちを目指します。

2 教育の充実

21世紀を担う青少年育成のために、家庭・学校・地域社会が一体となり、地域のコミュニティを中心とした学校づくりを進め、多様な教育活動の展開により、青少年の「生きる力」を育むとともに、グローバル化、高度情報化に的確に対応できる青少年を育成するための施策を推進します。

政策4 資源を活かした地域産業のまちづくり

1 かるまいブランドの推進

町の特徴ある資源を活用し、第1次産業・第2次産業・第3次産業の連携による6次産業化を進め、かるまいブランドの確立を目指します。

また、地域の資源を町の自然や歴史と融合させ、地域ブランドが確立されることによって、町民の郷土愛の醸成と経済の活性化につなげます。

2 農林畜産業の振興

地域の中心経営体への利用集積により、農業経営の安定化を図るとともに、生産者や消費者のニーズに応じた農業振興、新規就農者の確保・育成を推進し、遊休農地の減少や農村風景の保全に努めます。

また、森林が持つ公益的機能の維持増進をはじめ、林業生産性の向上と経営の安定化に努めるとともに、森林整備計画や森林経営管理制度に基づき林業振興を推進します。

3 商工業の振興

商工業者のほか関係団体との連携のもと、消費者ニーズに対応した商品やサービスが提供されることにより、個店、商店街の魅力が向上し、町内外からの消費を引き込むことで、地域と住民を支え続ける商工業を目指します。

また、地域経済を支えている中小企業者の経営基盤の強化や安定化を図ります。

さらにメガソーラー等の再生可能エネルギー発電事業を新たな主要産業として位置付けるとともに、積極的な企業誘致を推進します。また、企業・事業所が新規就業者を確保するための支援を推進します。

政策5 多様な交流が生まれる魅力あるまちづくり

1 観光産業の推進

管内の広域連携による魅力の発信の取り組みと各媒体を有効に活用した情報発信を推進することで、生業に結び付くような観光産業の育成を図ります。併せて、おもてなしの心をもって地域の魅力を伝えていくことで、リピーターの多い観光地を目指します。

2 移住・定住・交流事業の推進

町にゆかりのある個人や団体、町に興味を持ってくれる人との多様な交流を通じて、軽米町を応援してくれる人を増やすとともに、移住・定住支援策の創設や、子育て・若者世代のための住環境整備等により、移住・定住者の増加を目指します。

また、かるまい交流駅（仮称）については、令和4年度の建設完了に向けて計画的に工事を進め、完成後は施設を有効に活用し子供からお年寄りまで多様な世代の交流を促進します。

3 伝統文化の継承

質の高い芸術・文化活動に触れる機会を充実させ、町の伝統文化や文化財に対する理解や愛着を育み、将来にわたって保存継承していくことを目指します。

政策6 共に支え合う安心・安全なまちづくり

1 安全な暮らしのための環境づくり

計画的な町道整備と危険個所の改善や道路・河川の適正な維持管理を図るとともに、公共交通の充実による利便性の向上を目指します。また、消防団や自主防災組

織を中心とした地域防災体制の強化、防犯・交通安全対策の強化など、安全な暮らしを守る取り組みを推進します。

2 快適な生活環境の整備

町民の居住環境の向上、公営住宅の適正な維持管理、若者定住促進住宅の整備など、ニーズに応じた快適な居住環境の整備を推進します。

また、豊かな地域環境の形成と公共用水域の水質保全のため、公共下水道の利用促進と公共下水道区域外における浄化槽の整備を推進するとともに、上水道の老朽化施設の計画的な更新等により、安心・安全な水の安定供給を持続させます。また、水道事業区域外における生活用水の確保に係る支援策を創設し、生活環境の改善を図ります。

3 協働によるまちづくりの推進

「軽米町協働参画町づくり基本方針」に基づき、町民のニーズに合った満足度の高い地域づくりを推進していきます。また、性別や世代を問わず誰もが参加しやすい、町民総参加のまちづくりを目指します。

政策7 社会変化に対応した行財政運営

1 ニーズに対応した行政サービスの提供

多様なニーズに対応した行政運営を図るため、徴収率の向上等による税収の増加やふるさと納税の推進などにより自主財源を確保するとともに、A I 、R P A などの活用検討も含めた業務の効率化を推進します。

また、総合窓口の充実のほか、行政手続きや町づくりにおけるI C Tの活用等による利便性の向上を図るとともに、広報紙、かるまいテレビ、ホームページ、S N Sなど、さまざまな手段を活用しながら情報発信の強化を図ります。



軽米町

軽米町総合発展計画 2021-2030

概要版

発行／軽米町

岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

TEL 0195-46-2111

FAX 0195-46-2335

令和3年3月発行